

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	廃棄物処理系廃液収集タンクのサンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
2	2号機	照明用分電盤（給水加熱器室復水器エリア設置）のしゃ断器が絶縁不良でトリップしたため、当該照明用回路を点検・修理	D	
3	2号機	消火系原子炉建屋海側元弁のグラウンド部より水のリーク（1滴／3秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	復水脱塩装置出口サンプル水の流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を修理	D	
5	3号機	3月26日に過挿入された制御棒（46-19）用駆動水圧制御装置内スクラム入口弁の点検において、誤って隣接する装置のアクュームレータ内充填窒素ガスを抜いたため、対応検討	C	
6	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン用入口温度スイッチの動作不良による「温度低」の誤警報発生が認められたため、当該温度スイッチを点検・調整	D	
7	4号機	タービン建屋屋上の雨水排水配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
8	4号機	地下水排水ポンプ（復水貯蔵タンク脇の屋外設置）用電線管に腐食が認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
9	4号機	原子炉格納容器内温度記録計に不具合の発生を示す「Error」表示が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
10	6号機	原子炉格納容器内非常用冷却スプレイ母管の内部点検において、上部スプレイ母管内のスプレイノズル付近に2個目の異物（ゴム製の膜：直径約25cm）が発見されたため、回収	C	
11	6号機	主タービン用潤滑油冷却器温度調節弁の点検において、弁動作時に異音を伴う動作不良（スティック）が認められたため、当該弁を修理	D	
12	6号機	主タービン発電機制御盤内サイリスタ出力電圧計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該電圧計を修理	D	
13	6号機	原子炉冷却材浄化系入口電動弁の加温装置用フレキシブル電線管に損傷が認められたため、当該電線管を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	その他	放射線業務従事者の再登録業務において、協力企業作業員（1名）の放射線管理防護教育（基礎知識）の有効期限が切れていたにも関わらず再登録し、当該作業員が管理区域に入域していたため、対応検討	C	6月3日再審議にて号機等変更 6号機→その他
15	6号機	主低圧タービン11段抽気ドレン弁（C）の点検において、弁棒に摺動傷が認められたため、当該弁棒を交換	D	
16	6号機	給復水系配管の洗浄用水供給配管止め弁（2台）の点検において、弁本体の締付け用ナット接触面に摺動傷が認められたため、当該部を修理	D	
17	6号機	原子炉建屋換気空調系の給気隔離弁（2台）及び排気隔離弁（2台）の点検において、当該弁駆動部の制御用空気配管接続部（計10箇所）よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
18	6号機	原子炉建屋換気空調系の給排気隔離弁駆動用アキュムレータタンクの圧力指示計（4台）の点検において、圧力検出元弁（計4台）のグランド部にエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該弁を交換	D	
19	6号機	主蒸気配管（クロスアラウンド配管CA-10）の浸透探傷検査において、内面溶接部に指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
20	6号機	原子炉建屋スチームドレンサンプA系のサンプリング用のシンク下部配管接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉建屋スチームドレンサンプA系のサンプリング用のシンク～サンプリングタンク間の排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
22	6号機	主蒸気配管（クロスアラウンド配管CA-11）の浸透探傷検査において、内面溶接部に指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
23	その他	陸地処分用低レベル放射性廃棄物検査設備のドラム缶倒立装置制御用油圧シリンダの油圧ホース取付部付近より作動油のリーク（1滴/3秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで